

選手、審判員及び検査員資格検定試験実施要領

一般財団法人日本モーターボート競走会

1. 日時及び場所

課 目	日 時	試験場
第 1 6 2 回選手資格検定試験		
身体検査・適性検査 学科試験・人物試験 実技試験 〃	平成31年3月11日（月） 9:00～12:00	聖マリアヘルス ケアセンター ボートレーサー養成所 同 上 同 上
	11日（月） 14:00～19:00	
	12日（火） 8:00～17:00	
	13日（水） 8:00～15:00	
第 1 2 6 回審判員資格検定試験		
身体検査・適性検査 学科試験・人物試験 実技試験 〃	平成31年3月11日（月） 9:00～12:00	聖マリアヘルス ケアセンター ボートレーサー養成所 同 上 同 上
	11日（月） 14:00～19:00	
	12日（火） 8:00～17:00	
	13日（水） 8:00～15:00	
第 1 0 6 回検査員資格検定試験		
身体検査・適性検査 学科試験・人物試験 実技試験 〃	平成31年3月11日（月） 9:00～12:00	聖マリアヘルス ケアセンター ボートレーサー養成所 同 上 同 上
	11日（月） 14:00～19:00	
	12日（火） 8:00～17:00	
	13日（水） 8:00～15:00	

受 付：3月11日（月）8:30～8:50

（聖マリアヘルスケアセンター 3階 「国際保健センター」）

試験予備日：3月14日（木）

[試験場所在地]

（1）聖マリアヘルスケアセンター（身体検査及び適性検査）

福岡県久留米市津福本町448-5

TEL 0942-36-0721

※ 受付場所 聖マリアヘルスケアセンター 3階

「国際保健センター」

(2) ボートレーサー養成所(学科試験、人物試験及び実技試験)

福岡県柳川市大和町大坪54-1

TEL 0944-76-5051

2. 受験申請書の提出について

(1) 選手の申請方法

資格検定試験を受験する者は、次に掲げる書類及び写真を提出するものとする。

- | | |
|---|--------------|
| ①選手資格検定試験受験申請書 | 1通 |
| ②履歴書(市販の一般ペン書用) | 2通 |
| ③本籍(外国人にあっては、国籍等)の記載のある住民票の写し | 2通 |
| ※マイナンバーの記載は不要 | |
| ④後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)第10条第1項に規定する登記事項証明書 | 2通 |
| ⑤申請者が未成年であるときは親権者の同意書 | 2通 |
| ⑥受験票返送用封筒(切手貼付のもの) | 1通 |
| ⑦修了見込証明書(ボートレーサー養成所養成員のみ) | 1通 |
| ⑧1級又は2級小型船舶操縦士免許証の写し | 1通 |
| ⑨写真(申請日以前6月以内に撮影した無帽、上半身の縦3.0cm、横2.4cmのもの) | 1通 |
| ※写真の裏面に氏名を記入すること | 7枚(履歴書添付を含む) |
| ⑩「出身地」情報の確認について | 1通 |

(2) 審判員及び検査員の申請方法

資格検定試験を受験する者は、次に掲げる書類及び写真を提出するものとする。

- | | |
|---|----|
| ①審判員及び検査員資格検定試験受験申請書 | 1通 |
| ②履歴書(市販の一般ペン書用) | 3通 |
| ③本籍(外国人にあっては、国籍等)の記載のある住民票の写し | 3通 |
| ※マイナンバーの記載は不要 | |
| ④後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)第10条第1項に規定する登記事項証明書 | 3通 |
| ⑤申請者が未成年者であるときは親権者の同意書 | 3通 |

- | | |
|--|---------------|
| ⑥受験票返送用封筒（切手貼付のもの） | 1 通 |
| ⑦修了見込証明書（ボートレーサー養成所養成員のみ） | 1 通 |
| ⑧ 1 級又は 2 級小型船舶操縦士免許証の写し | 1 通 |
| ⑨写真（申請日以前 6 月以内に撮影した無帽、上半身の縦3.0cm、横2.4cmのもの） | 8 枚（履歴書添付を含む） |

（注）申請書類に不備のあるもの又は受付期間後に到着したものは受け付けないことがあるので余裕をもって提出すること。

（3）提出期限

平成 3 1 年 2 月 4 日（月） までとする。

なお、（1）⑦及び（2）⑦の修了見込証明書については、ボートレーサー養成所養成員のみとし、学期末（修了）試験終了後に提出すること。

（4）提出先

一般財団法人日本モーターボート競走会 本部業務部業務課
住 所 〒108-8707 東京都港区三田 3 丁目 1 2 番 1 2 号
T E L 0 3 - 3 4 5 4 - 5 0 5 3

3. 試験科目及び内容

「選手資格検定試験規則」、「審判員資格検定試験規則」、「検査員資格検定試験規則」及び「選手、審判員及び検査員資格検定試験実施規程」に基づき実施する。